

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 筑北村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.5 %
全職員	85.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	87.0 %
本庁課長補佐相当職	96.8 %
本庁係長相当職	101.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.5 %
31～35年	89.0 %
26～30年	95.8 %
21～25年	91.9 %
16～20年	68.8 %
11～15年	—
6～10年	99.6 %
1～5年	90.0 %

【説明欄】

- ・ (1) 役職段階別「本庁部局長・次長相当職」の項目には対象者がいないため空欄としている。
- ・ (2) 勤続年数別「11年～15年」の項目には女性の職員がいないため空欄としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。